

主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関する条例 概要

目的（第一条関係）

主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図り、もって、本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産に寄与することを目的とする。

※主要農作物…稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆

基本理念（第三条関係）

- ①主要農作物の品種の開発は、主要農作物の種子の生産とあいまって、主要農作物の優良な種子の安定的な供給に資するものであるという認識の下に行われなければならない。
- ②主要農作物の種子の生産及び供給は、主要農作物の優良な種子の将来にわたる低廉かつ安定的な供給が、消費者への安全で安心できる食糧の安定的な供給に不可欠なものであるという認識の下に行われなければならない。
- ③主要農作物の品種の開発並びに種子の生産及び供給は、県民の理解を得つつ、県、採種団体、一般種子生産者その他の関係者の相互の連携の下に行われなければならない。

県の責務等（第四条及び第五条関係）

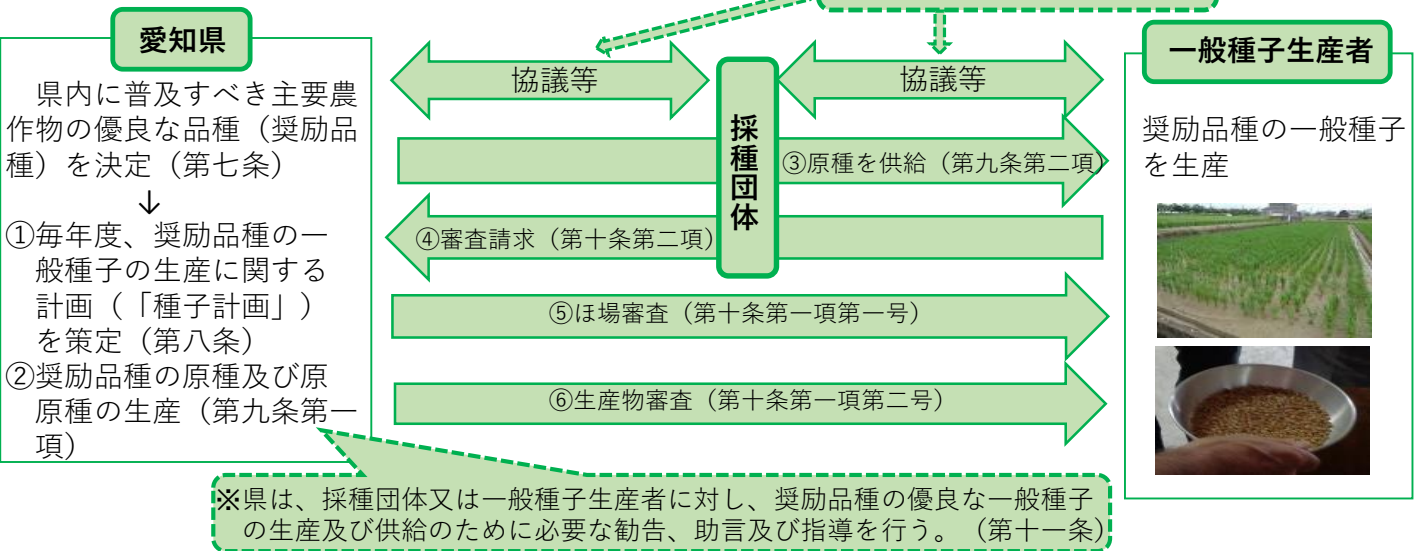
- ・ 県 …主要農作物の品種の開発、種子の生産及び供給に関する施策を総合的かつ計画的に策定・実施（第四条）
- ・ 採種団体…奨励品種の優良な一般種子の安定的な供給（第五条）

基本的施策（第六条～第十五条関係）

(1) 優良な品種の開発（第六条関係）

- ①県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壌等に適した主要農作物の品種の開発を行うよう努める。
- ②①の開発のため、民間事業者等との連携に努めるとともに、主要農作物の多様な種子の収集及びその特性の評価を行い、並びに有用な遺伝資源を蓄積し、及び利用する。

(2) 優良な種子の生産及び供給（第七条～第十一関係）



(3) その他の施策・措置（第十二条～第十五条関係）

- ①主要農作物の優良な種子の安定的な供給を図るため、下記の施策を講ずるよう努める。（第十二条）
 - ・ 主要農作物の種子の生産及び供給に係る者の育成及び確保
 - ・ 主要農作物の種子の生産及び供給の体制の整備
 - ・ 県が開発した主要農作物の優良な品種に係る知的財産権の取得
- ②主要農作物の優良な種子の安定的な供給の重要性についての県民の関心と理解を深めるための啓発及び知識の普及等に努める。（第十三条）
- ③県は、必要な財政上の措置を講ずる。（第十四条）

等

附則（第一項～第三項関係）

施行期日：令和2年4月（第一項）、経過措置：奨励品種及び種子計画に関する措置（第二項及び第三項）